

## 令和7年度第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月7日（月）13時30分～14時00分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 2件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 1件  
議案第3号 令和7年度東金市農作業別標準賃金について
4. 報告  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件  
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 6件  
報告第3号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る照会について 55件
5. 出席委員 14名（欠員2名）  
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、4番農宮弘子、5番平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、10番市原勉、11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 6番篠崎輝武、13番秋山美徳
7. 事務局 山老事務局長、小川主査、小高副主査、白鳥副主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、13名出席しておりますので、総会は成立しております。定足数に達しておりますので、これより令和7年度第1回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名ではありますが、本日は、1番野口委員と2番細谷委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願い

します。本日の議案は、3議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、2件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第3号、令和7年度東金市農作業別標準賃金についてです。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和7年3月28日午前9時より、1班の中田委員、農宮委員、篠崎委員、吉井会長、戸田委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、私、吉井より意見発表をします。

8 番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は殿廻字関下、水神前、水神の田、畑、合計3筆925平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻、ウリ、サツマイモの作付けを予定しています。3月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

4 番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は家徳字上南3筆、水口5筆、南桜田1筆の田6,730.25平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢のため農業経営を縮小するためです。譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては水稻を予定しています。3月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、殿廻区内の3か所に点在しています。譲渡人は離農するため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻、ウリ、サツマイモです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号2は、売買による所有権移転の申請です。場所は、家徳区内の3か所に点在しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売

買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

15番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による使用貸借権の設定を伴う一時転用許可の期間の更新申請です。申請地は、堀上字上熊野前652平方メートルのうち0.31平方メートルの畑です。転用の目的は、営農型太陽光発電施設用地で、特に問題は無いと判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをお願いいたします。

申請番号1は、営農型太陽光発電施設の設置を目的とする使用貸借権の設定を伴う一時転用許可の更新申請です。場所は嶺南幼稚園の北、約100メートルに位置しています。申請地は、パネルの下において榊の栽培を行っております。撤去に伴う所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。本件は、令和3年11月29日に一時転用期間更新の許可を受けております。令和7年2月20日に本件事業者より農作物生産に係る状況報告書が提出されておりますが、現在の榊の樹高は1.7メートル程度であるが、一部枯れてしまっており、市場出荷の規格に合わないため、現時点で出荷量はゼロであります。なお、枯れていない榊については、自宅の神棚用に使用しております。今後は品質を改善するために肥培管理を徹底し、みのりの郷やJAみどりの風に出荷する計画です。説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。  
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。  
次に、議案第3号、令和7年度東金市農作業別標準賃金について審議に入ります。  
事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。  
別紙、議案第3号、令和7年度東金市農作業別標準賃金(案)についてご説明します。  
農作業別標準賃金につきましては、毎年、農業委員会において設定し、公表しているものであります。  
賃金の設定に際しましては、千葉県農業会議より地域別標準農作業料金及び、機械による標準農作業料金等が示されており、これを参考として別紙の案を作成しております。

参考資料としてお配りした前年度との比較表をご覧ください。

令和6年度と比較しますと、籾すりを除く全ての項目で上昇しております。主な上昇の要因としましては労務賃金の上昇によるものであります。また、より実態に即した農作業の標準賃金を示すため、バインダーによる機械刈取り及び、ハーベスタによる機械脱穀の項目を削除し、新たにハンマーモアによる草刈りの項目を追加し、標準額を記載することとしました。以上、別紙案のとおりお諮りします。ご審議の程よろしく願います。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。  
議案第3号、令和7年度東金市農作業別標準賃金について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。  
次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。2月26日から3月25日までに受付した案件は2件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の8ページをお願いいたします。

報告第2号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。6件の照会があり、現地調査を3月10日と3月24日に実施いたしました。調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、すべて「非農地」で回答したものであります。

議案書の9ページから10ページをお願いします。

報告第3号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について」です。

令和7年2月26日及び、3月13日付けで東金市長より、農地55筆について照会がありました。現地調査したところ、すべて「非農地」または「一部非農地」で回答したものであります。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。慎重審議ありがとうございました。

令和7年4月7日